

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要

令和6年11月
環境省水・大気環境局

1. 改正の経緯・背景

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定めている。
- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）により亜鉛含有量の一般排水基準が5mg/Lから2mg/Lに強化された。
- その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10業種）に対し、5年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、平成23年、平成28年及び令和3年に暫定排水基準の見直しを行い、現在は1業種（電気めっき業）の工場又は事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和6年12月10日をもって適用期限を迎えることから、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（第14回）において行われた審議の結果を踏まえて、適用期限後の措置について所要の改正を行う。

2. 改正案の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）の附則及び附則別表を改正し、電気めっき業に適用されている亜鉛含有量に関する現行の暫定排水基準を5年間延長する。

	適用業種	許容限度	適用期限
現行	電気めっき業	4 mg/L	同省令の施行から18年間 (令和6年12月10日まで)
改正案	電気めっき業	4 mg/L	同省令の施行から23年間 (令和11年12月10日まで)

3. 根拠法令条項

水質汚濁防止法第3条第1項及び第27条

4. 施行日（予定）

公 布 : 令和6年11月
施 行 : 令和6年12月11日